

## 税制調査会（第6回総会）議事録

日 時：令和3年11月19日（金）9時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○中里会長

それでは、ただいまから第6回税制調査会を開会します。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンライン会議とさせていただきます。

本日の出席者の一覧はお手元にお配りさせていただいており、現在、全員との接続が確認できています。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしてあります事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応をさせていただきます。

なお、プレスの方々には、密回避のため別室にてリアルタイムで会議の様子を御覧いただくこととしています。

加えて、インターネットでのリアルタイム中継も行っていますので、その点お含み置きください。

先日の総会において、岸田総理から「持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化」に向けた包括的な審議を御要請いただきました。この新たな諮問を受けて、今後、充実した審議を進めていきたいと考えています。

それでは、議事を進めてまいります。

本日は、まず、コロナ後の動きも含め、近年の経済社会の構造変化等について、事務局から説明をいただき、その上で皆様から幅広く御意見を頂戴できればと思います。

その後、「納税環境整備に関する専門家会合」の議論について、岡村座長から御報告をお伺いしたいと考えています。

それでは、ここでカメラの皆様は御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

### ○中里会長

それでは、まず、経済社会の構造変化等について、財務省主税局寺崎調査課長から説明をお願いします。

### ○寺崎主税局調査課長

総6-1「経済社会の構造変化等について」の資料に沿って御説明したいと思います。

2ページ目からは、最初の変化として「人口減少・少子高齢化」です。

3ページ目のグラフを御覧いただくと、生産年齢人口は足元で約7,449万人ですが、2065年には約4,500万人となる見通しです。65歳以上の人口は、2065年までに大きく上

昇することはなく、わずかに減少の見通しになっていますが、全体の人口が減少することに伴い、65歳以上の割合が38.4パーセントまで上昇する見通しです。一方で、生産年齢人口は51.4パーセントまで下落すると見込まれています。もう一つ、財政面でインプリケーションの大きな数字ですが、75歳以上の人口は足元で現在15パーセント程度ですが、2065年には25.5パーセントまで上昇するという推計です。

4 ページ目ですが、「婚姻件数」はコロナの影響で2020年が対前年比で12.3パーセント減少と大きな下落となっています。「妊娠届出数」は東京都等で緊急事態宣言が発出されていた2020年4～5月より少し後ろあたりの2020年5～8月まで大きく減少しています。「出生数」は2020年12月から2021年1～2月あたりが大きく下落しています。足元は若干戻っているように見えますが、今後どのような影響が中長期的に出てくるかはまだ分かりません。「出生数（推計との比較）」は中位推計を下回って推移していることについては変わりないです。

5 ページ目は、令和元年9月26日の中期答申の抜粋ですが、「人口減少・少子高齢化への対応」ということで、消費税が社会保障・税一体改革の中で、社会保障目的税化されて税率が10パーセントに引き上げられ、消費税の役割が一層重要になるという評価をいただきました。

6 ページ目からは、「経済のグローバル化・デジタル化等」ということで、主に企業回りの変化について御説明したいと思います。

7 ページ目の「経常利益、従業員給与・賞与、設備投資」のグラフについて、経常利益は、リーマンショックの2009年から、2017年・2018年あたりまで大きな上昇を見せています。一方で、従業員給与・賞与は、経常利益ほどは大きな伸びを見せていません。結果として、「労働分配率」のグラフですが、2008年度から2018・2019年度ぐらまで下落傾向にありました。足元の労働分配率は若干伸びていますが、コロナの影響で経常利益が大きく下落する中で、給与についてはそこまで落ちなかったことが影響していると思われます。「現金・預金等、内部留保」のグラフについては、現金・預金等が右肩上がり伸びています。直近の2020年が大きく伸びている一方で、内部留保についてはそこまで伸びていないので、恐らく借入金など手元現金を置いておりバランスシートが拡大していることがうかがえます。

8 ページ目は近年の日本経済の稼ぎ方の構造変化をお示ししています。

「日本の経常収支」のグラフについて、第一次所得収支が徐々に大きくなってきています。貿易収支について、2000年代は大きな黒字であったところ、2011年から2015年あたりは東日本大震災の影響でサプライチェーンが混乱した影響だと思いますが、その影響が薄れた後においても黒字幅が小さくなっており、日本経済全体として、貿易立国から投資立国への構造転換があったのではないかと考えられます。

「総資産に対する各資産項目の割合（大企業）」のグラフについて、設備投資（ストック）の割合が下がってきている一方で、投資有価証券の割合が増えています。

9 ページ目は、その背景として、製造業の稼ぎ方の変化が起きているということをお示ししています。

少子高齢化が進展し、日本の市場が今後あまり大きな拡大が見込めない中で、海外の拡大が見込める市場の近くで生産を行う、しかも安価な労働力があるということで、現地で生産を行ってその配当やロイヤリティの収入を得るといった形に製造業の稼ぎ方が変化しているのではないかと考えられます。「大規模製造業の税引前当期純利益の内訳」のグラフを御覧いただくと、営業外利益が右肩上がりで見られている一方で、営業利益についてはリーマンショックのときに大きく落ち込み、その後回復していますが、リーマンショック前の水準まで戻っていないことがうかがえます。

10 ページ目は、こうした変化は日本だけでなく、先進諸国でもある程度共通して起きていることを示しています。こちらは世界銀行のエコノミストのMilanovic氏が発表したグラフで、鼻を上げた象の形に似ていることから、通称「エレファントカーブ」と呼ばれています。横軸に全世界の個人所得を低いほうから百分位で並べ、縦軸に1988年から2008年までの所得増加率を掲げています。新興国の中間層をイメージしていただくと分かりやすいと思いますが、横軸が15パーセントから65パーセントぐらいの方が大きく所得が伸びています。その一方で、こちらは先進国の中間層をイメージしていただくとよいと思いますが、横軸が75パーセントから90パーセントあたり、言い換えると上位10パーセントから25パーセントの層はあまり所得が増加していません。最後に、トップの1パーセント、これはアメリカのスーパーリッチの方なのですが、こちらの所得が伸びています。先進国で生産拠点の海外移転が進む中で、従来型の投資では生産性向上が難しいサービス業が雇用の受け皿となった結果ではないかといった指摘がなされています。

11 ページ目は、日本の平均給与等の推移です。1997年に467万円でピークになっていますが、その後下落傾向にあり、2009年は406万円です。その後、やや増加傾向にあり、足元では433万円となっています。その要因を分析したのが資料右側の折れ線グラフです。平均給料・手当、平均賞与及び平均給与について、2009年の数値を100とした場合のそれぞれの変化率を示していますが、平均賞与（一時金）が大きく動いていますが、平均給料・手当はそれほど動いていないことが見てとれます。

12 ページ目ですが、製造業の拠点が海外に移転する中で、先進諸外国では、無形資産投資というものが重要視されています。「無形資産投資の対GDP比の推移」を見ると、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、フィンランドの中で、日本は下から2番目で、伸びで見てもそれほど大きくないです。さらに、「経済的競争力投資」は、人材投資など経営組織改革投資などが含まれますが、日本は最低水準であり、他の国はわずかながらでも上に伸びていますが、日本は下落しています。

13 ページ目は、その具体的な一つとして、民間企業の支出する教育訓練費の推移です。現金給与を除く労働費用全体に占める教育訓練費の割合は、1980年代は一貫して

上昇していましたが、1990年代以降低下、横ばい傾向にあります。

14ページ目は足元の企業収益の動きを示しています。経常利益について、特に製造業の足元の状況を御覧いただくと、コロナ前の水準まで持ち直している一方、非製造業については、持ち直しの傾向にはありますが、必ずしもコロナ前の水準まで戻っておりません。さらに、業種別に細かく見ると、サービス業の一部については依然として赤字で、業種ごとにかなりばらつきが見られます。

15ページ目は、少し観点を变えて、経済のデジタル化についてです。「消費者向け電子商取引の市場規模の推移」について、物販系EC化率は順調に右肩上がりとなっています。「直近2か月のネットショッピング利用頻度」については、全ての年代において前年調査よりも利用頻度が上昇しています。

16ページ目について、こうした動きを受けて、令和元年9月26日の中期答申で御指摘いただいておりますが、健全な投資・経済交流の促進ということで、租税条約を拡大してきています。答申では132か国となっていますが、現在146か国まで租税条約のネットワークが拡大しています。

また、企業の稼ぎ方が配当を受ける形に変化していることを受けて、平成21年度税制改正において、子会社からの配当に係る二重課税の排除方法について、益金不算入方式に大きく転換しているという御指摘をいただいております。

最後に、法人課税について安倍政権下の平成27年度及び平成28年度税制改正において、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、成長志向の法人税改革が行われたという御指摘をいただいております。

17ページ目からは、「働き方やライフコース一層の多様化」です。

18ページ目ですが、全体の生産年齢人口が減少傾向にある中で、雇用者数は緩やかながら上昇傾向にあり、その要因として非正規の割合が上昇しています。非正規雇用者数増加の要因ですが、2010年から2020年までに総数として327万人増加しているところ、内訳としては65歳以上の女性が36.1パーセント、65歳以上の男性が33.0パーセント、15歳から64歳の女性が25.7パーセントを占めており、女性や高齢者の就業拡大が主な要因になっています。そうした非正規雇用の拡大については、時間や場所に縛られない雇用の進展という意味で、女性や高齢者の就業拡大につながったという側面もございしますが、19ページ目を御覧いただくと、やはり一定数の不本意非正規雇用労働者がいらっしゃるというのが現状です。不本意非正規雇用労働者数全体は低下傾向ですが、男女別の不本意非正規労働者比率は現在足元で、男性が16.1パーセント、女性が8.1パーセントとなっており、繰り返しになりますが、一定数の方が不本意で非正規という働き方を選択しています。

20ページ目は「転職者の動向」です。勤続年数の国際比較について、日本は諸外国に比べて勤続年数が長く、必ずしも転職が盛んではありません。転職者比率を御覧いただくと、リーマンショック直後に大きく転職者率が落ちていまして、その後徐々に

上昇しましたが、コロナの影響で足元の2020年は若干の下落傾向です。

21ページ目は「兼業・副業の現状」です。副業を希望する方は5年ごとの調査で徐々に増加している一方、副業がある方はそこまで増えていない傾向があり、両者の差が開いていることが見受けられます。その理由として、「副業に関心があるが、行っていない理由」というアンケート調査で、「適当な副業が見つからない」という方と、「本業の勤務先で副業が許されていないため」という方の二つが多くなっており、マッチングなど制度上の対応が追いついていないことが見受けられます。そういったことを踏まえて、政府として、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や「モデル就業規則」の周知、複数就業者のセーフティーネットとして、労災保険や雇用保険での対応などを行ってきました。

22ページ目は「フリーランスの現状」です。自営業主全体の数は、1985年の885万人から2015年の521万人に減少しています。一方で、「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営等」の方、例えば1社から請け負っているSEの方や保険の外交員の方については、14.4パーセントから31.6パーセントに伸びており、その割合が増加していることが見てとれます。

23ページ目以降で幾つかコロナ後の動きを御紹介します。

全国のテレワーク実施率は、2019年12月に10.3パーセントだったものが、2021年4・5月には30.8パーセントまで上昇しています。一方で、足元の数字は東京都23区の53.5パーセントに対して、地方圏は21.9パーセントであり、差が開いています。

24ページ目はコロナ後の雇用の動向ということで、リーマンショック時の動きと比較しています。リーマンショック時には正規・非正規双方の雇用が減少した一方、コロナ時は、非正規雇用が大きく減少する中で正規雇用は増えており、将来的な人手不足が見込まれる中で、一定程度非正規雇用から正規雇用に転換が図られたのではないかと考えられます。なお、非正規雇用の減少幅は、正規雇用の増加幅よりも大きくなっていますので、非正規雇用が、言い方が悪いですが調整弁のような使われ方をしたのですといったことが見受けられるのかなと思います。

25ページ目はその内訳をもう少し詳しく分析したグラフですが、やはり女性の非正規の方の減少幅が特に大きくなっています。足元である2021年の第2四半期、第3四半期はややプラスになっていますが、それまでのマイナス幅を取り戻すまでには至っておらず、やはり女性を中心に非正規雇用が大きく減少したと言えます。更に細かく業種別に見ると、特に大きく減少しているのが女性非正規の中でも、宿泊業、飲食サービス業ということで、業種によって影響を強く受けているところと受けていないところがあることが見てとれます。

26ページ目は非労働力人口の動向ですが、緊急事態宣言直後に、特に高齢者や女性を中心に、外で仕事をするに対して危険を感じる方も結構おられ、求職自体をやめてしまった、あるいは労働市場から出て行ってしまったという方が増加傾向にあり

ました。その後減少傾向にあり、2021年7月を御覧いただくと、既にコロナ前の水準まで戻りましたが、足元の8・9月あたりは感染拡大があったことも影響していると思いますが、非労働力人口がまた少し増えている傾向が見てとれます。

27ページ目は貯蓄現在高の階級別の世帯数分布ということで、それぞれの貯蓄現在高にどれくらいの世帯の方が分布しているかを示しています。このグラフは下の目盛りが必ずしも一定ではないものですから、両極端に寄っているように見えているわけですが、必ずしもそうではないとは思いますが、単身世帯のうち、450万円未満の世帯が44パーセント、3,000万円以上の世帯が12パーセントです。それから、夫婦世帯のうち、450万円未満の世帯が27パーセント、3,000万円以上の世帯が21パーセントとなっており、少ない資産をお持ちの方がおられる一方で、一定程度かなり資産をお持ちの方もいらっしゃるといった傾向が分かると思います。

28ページ目は令和元年9月26日の中期答申の抜粋ですが、平成29年度税制改正で、女性の就業促進の観点も踏まえて配偶者控除の見直しを行い、平成30年度税制改正で、雇用類似の自営の増加も踏まえて給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しを行っています。資産税では、資産再分配機能の適切な確保として、平成25年度税制改正で相続税の基礎控除の引下げや税率構造の見直しを行ったり、平成15年度税制改正で相続税・贈与税の一体化措置として、相続時精算課税制度を導入したりしています。

30ページ目からは「最近の動向」として諸外国の動き等を御紹介します。

31ページ目は「米国・英国における税制改正等を巡る動向」ですが、アメリカは、今年5月にバイデン大統領が予算教書で経済再生プランという巨額の再生プランを掲げています。雇用計画として約2.2兆ドル、家族計画として約1.8兆ドルの歳出で、それに対する歳入上の措置として、法人税率の引上げや所得税の最高税率の引上げなどの案を提示しています。その後、与野党でいろいろ議論があり、結果として二つの法案にまとまっています。

一つ目が超党派のインフラ法案で、雇用計画の一部を実施するための法案です。歳出は新規歳出で約5500億ドルですが、歳入上の措置については関連予算の振替を主に行い、大きな税制上の対応は行っておりません。

二つ目がBuild Back Better法案、BBB法案と言われていますが、こちらは雇用計画の中でインフラ法案に含まれなかった施策や家族計画に含まれた施策を中心に、歳出で約1.75兆ドルの規模です。こちらは歳入上の措置として利益が10億ドル以上の大企業に対する15パーセントの最低課税や、自社株買いに対する1パーセントの課税、上位0.02パーセントの高所得者に対する追加課税など、税制上・歳入上の措置を行っています。

一方、イギリスでは、今年6月に財政健全化に向けた税制措置として、法人税率の引上げを行っています。元々一律19パーセントの税率でしたが、収益に応じて19パー

セントから25パーセントまでの段階課税に改正を行っています。それから、キャピタルゲイン課税の強化として、イギリスは基礎控除がインフレに応じて自動調整されて増える仕組みになっていましたが、それを凍結することで実質的に増税する改正を行っています。更に「医療・介護制度の改革に関する計画」(NHS)の財源として今年9月に公表されていますが、給与収入・事業利益に対する1.25パーセントの所得課税、配当課税について一律に1.25パーセントの税率引上げを実施する予定です。

最後に31ページ目ですが、「新しい資本主義実現会議」という新しい会議が発足しています。諮問にもありましたけれども、新しい資本主義を目指すことをコンセプトとしているということでございます。会議の有識者として税制調査会の委員からも5名参加しています。最近の動きとしては、先般11月8日に「新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の場で議論を進める」という緊急提言が出されました。

#### ○中里会長

それでは、ここからは皆様から御意見を頂戴したいと思います。また、第5回総会で事務局から説明のありました国際課税に関しても御質問等ございましたら、この機会にお願いできればと思います。

なるべく多くの方から御意見を頂戴したいと思いますので、準備のできた方から「挙手ボタン」を押してください。発言順については、こちらで指名させていただきますので、指名された方は「ミュートボタン」を解除して御発言ください。

なお、本日御都合により途中退席される方におかれましては、早めの挙手をお願いします。加えて、大変恐縮ですが、時間が限られていますので、1人当たり2分程度での御発言とさせていただきます。

それでは、赤井特別委員、お願いします。

#### ○赤井特別委員

はじめに、長期的な課題である少子高齢化や多様なライフスタイルについて、これまでの議論を引き続き進めていくのはもちろんですが、特にコロナに関して三つほど申し上げます。

一つ目は、コロナの緊急対応について、税の繰延対応はよいとしても、基本的に何か税制を大きくいじるのではなく個別に歳出対応で行うべきだと思います。

二つ目は、コロナによる社会構造の変化について、デジタル化が促進したり所得格差が広がったりなどは丁寧に調査して、社会構造の変化はコロナ後も続きますから、中長期的視点で税制に反映していくべきだと思います。

三つ目は、コロナで拡大した債務について、海外でもそれに対する税制変更も検討されていますから、別途区分して着実に債務を皆さんの力で返していくことを明確化するような制度設計を考えるべきだと思います。

#### ○中里会長

秋田委員、お願いします。

#### ○秋田委員

少子高齢化、また、女性の非正規雇用の問題ですが、コロナ後において大変厳しくなってきています。特に保育領域等では非正規雇用の割合も高くなっており、今後検討していただくことが必要になっていくであろうと思います。

一方で、大きく税制をいじるということではなく、個別にどのような対応をしていくかということをお検討いただけたらと考えます。

#### ○中里会長

岡崎特別委員、お願いします。

#### ○岡崎特別委員

私からは二点ほど申し上げたいと思います。市町村税が我々の基幹税になっており、市町村税総額で大体約23兆円あるのですが、税目の内訳としては、固定資産税が一番多く、約4割で約9兆3,000億円。個人住民税が約8兆3,000億円ですので、固定資産税のほうが基幹税として1兆円ほど多く、それだけ市町村にとって固定資産税は非常に重要な役割を果たしています。この点、令和3年度にかけて経済対策で固定資産税の異例な運用が入っていますので、令和4年度からは税法にのっとった本来の形に戻していただきたいということは申し上げておきたいと思います。

また、人口動態について、我々も非常に注意深くやっていますが、先ほど補足で75歳以上の年齢区分がございました。2025年が一つのメルクマールになっており、団塊の世代が75歳以上に全て入ってしまいます。その世代は今はまだ非常に元気ですが、これから健康寿命をできるだけ長く延ばして、定年延長もこれからどんどん入ってくるので、労働力不足のカバー、それから65歳以上の方々も一定の納税者として働ける機会が広がってくると思いますが、その原点として、やはり健康寿命を延ばしていくことは非常に重要な要素になります。厚生労働省とともにやっていますが、その点にも視点を置いたらどうか、以上二点を申し上げておきたいと思います。

#### ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

私から三点ほど手短かに申し上げます。

一点目は、今、賃上げ税制で法人税の議論、恐らく所得拡大税制の深掘りかと思うのですが、もう一方では大企業を中心に、彼らが抱えている現預金をどうやって有益な投資に回すかという議論もあるかと思っています。既存の税制でも、オープンイノベーション税制や、かつてはベンチャー投資促進税制があったと思いますが、どうやって大企業に、ある種オープンイノベーションといいますか、外部、特にベンチャー企業等や新興企業等々に、どういったお金を回してもらえるかは考えたほうがいいと思います。ただ、我々としては、従来、税制の簡素化を視野に法人税改革を進めてきたと

いう経緯もあるので、このような租税特別措置は政策的要請としては分かるのですが、やはり税制の簡素化に反しない範囲で行うべきだと思います。

二点目は金融所得課税です。格差是正・税収確保という観点ですが、いずれにせよ金融所得課税の強化は進めていかざるを得ないと思います。他方で、デリバティブ等を含めた損益通算の拡大や、iDeCo・NISAを含めた非課税貯蓄枠の拡充の議論もありますので、これらを併せて行っていくこと。単に税率をいじるのではなく、課税ベースや非課税貯蓄枠の問題もきちんと考えていくことが必要だと思います。

三点目は、今回コロナで露呈した課題として、リアルタイムで所得情報が捕捉できないため困っている人にお金を配れないことです。所得が急減したと言われても分からないので、これはずっと議論がありますが、従来は課税目的で所得情報を捕捉していたところ、これからは給付のためにも適切な所得情報が必要になると思います。特に今回、持続化給付金を含めて確定申告書類を出す場面があったと思いますので、適切な確定申告書類の提出も含めて、給付のための所得捕捉という方向にある種パラダイムシフトは必要かと思います。

#### ○中里会長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

岸田総理から諮問をいただき、まさに新たな時代の動きに適切に対応したあるべき税制の具体化に向けた審議が我々に求められていると思います。もちろん、いきなり増税の話をして国民には受け入れられないと思いますから、納得のできる時代認識を示しながら、あるべき税制を示していき、その中で、2020年代の10年間に我々はこちらの方向に向かって税制を良くしていくのかという議論が必要だと思います。その観点では、例えば、所得税で格差是正を進めていくことには恐らく大きなコンセンサスがあると思いますが、世代間ということ言えば、公的年金等控除の縮小にも手を付けるべきでしょうし、さらには金融所得の税率引上げを、いかに増税だけで格差是正という話にならないようにするか、つまりはiDeCo・NISAの非課税拠出枠をどのような形で見直すか、加えて損益通算の範囲もパッケージにして示していくべきです。金融所得課税の軽減税率10パーセントを廃止して税率を20パーセントにしたときは、税率を上げて損益通算を拡大することを通じて、投資家にとっては課税後のリターンが上がってリスクが下がるという意味において、むしろリスク資産投資を有利にするような税率引上げだったということをしっかり踏まえる必要があります。税率の引上げがリスク資産投資に不利だということは必ずしも的を射ていないわけで、金融所得課税の在り方も併せて考える必要があると思います。

更に、私が2017年に税制調査会でイギリス・フランスの海外調査をさせていただいた際に、イギリスがRTI制度によってリアルタイムで税務当局が所得の捕捉ができるようにしていました。日本もマイナンバーという形でのインフラはありますが、国民に

納得してもらいながらその情報を使い、国民が困った際にタイムリーに助けられるような仕組みに援用していくことも考えるべきではないかと思えます。

#### ○中里会長

富山特別委員、お願いします。

#### ○富山特別委員

私は新しい資本主義実現会議のメンバーでもありますので、全体を見渡す議論として、私なりの新しさは何かということについて二点申し上げます。

一つ目は、産業構造論で言うと、典型的な大企業の正規雇用のゾーンでこれ以上中間層をつくるのは難しいことが今後の産業構造であることです。サイバー空間のデジタル革命なり何なりで新しいイノベーションの力によってどうやったらというところ以外のところでは、現状残念ながら、リアルなサービス産業に雇用が移って、そこで所得が下がっているという問題なのですが、この領域でどうやってデジタル革命の果実を生産性向上に結びつけて、総所得を押し上げることにつながるかということだと思っています。その新しさについて、税制でどのようなことができるのかということが一つのテーマなのだろうと思っています。元々、今の税体系は工業型につくられている部分があるのでそこは一つあると思っています。

二つ目は、これは世界の潮流ですが、いわゆるESGの流れです。ESGの流れの中で、これはむしろ上場企業、大企業、あるいはデジタル産業の世界なのですが、この領域がいわゆるESG的な価値観で、要はマルチステークホルダーキャピタリズムであったりあるいはソサエティー重視であったり環境重視の流れが起きています。これはものすごく強烈な流れで、投資家が先に動いてしまっており、この流れにどうやったら産業構造が適用できていくかということです。そのような意味で、この新しい資本主義の出口としては、古い20世紀的モデルの中間層雇用をもう一回つくることには多分ならないです。現在アメリカが直面する問題のさらに先に行けるかどうかというのが、多分テーマになると思います。そういった意味で、この税体系全体が、今の世界の潮流である新しい資本主義という流れにどう適用していくのかがテーマになると思うので、これは非常にマクロな話ではありますが、どうやってそこを押ししていくかということを議論すべきではないかと思っています。

#### ○中里会長

新しい資本主義実現会議との連携をどうかよろしくお願いします。

それでは、芳野特別委員、お願いします。

#### ○芳野特別委員

経済社会の構造変化等について発言をさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、我が国のセーフティネットの脆弱性が改めて浮き彫りになっているとともに、従前からの財政の危機的状況は、緊急対応としての巨額の国債発行によってさらに深刻化しています。

一方で、税制面においては、所得再分配機能の強化や社会保障・教育の安定財源確保に向けた改革、企業の社会的責任に見合った法人税・社会保険料負担の在り方、働き方やライフスタイルなどにおける価値観の多様化などの従来からの課題に加え、デジタル化や脱炭素社会の推進による産業構造の転換、コロナ後の社会における不確実性への備えなど多岐にわたる対応が求められています。そのため、これからの財政健全化の道筋を示すに当たっては、同時に税制の在り方を考えなければなりません、国民が主体的に理解し、納得感を持つことを抜きには進められないと考えています。所得分配機能と財源調達機能のグランドデザインを描くに当たって、公平性を保てるような税制を目指していく必要があると考えています。加えて、有事における立場の弱いものへのプッシュ型支援制度の構築は重要な課題であると認識しています。真に困窮している方に迅速に給付が届く仕組みを構築していかなければならないと考えています。

政府はコロナ禍での困窮者対策として給付金を配るとしてはいますが、公平性の観点を踏まえれば、低所得者に対する給付付き税額控除の導入が望ましいと考えています。そのためにはマイナンバー制度を活用した正確な所得捕捉に基づく課税制度の構築が必要であり、関係省庁連携の下、総合的な取組が求められていると考えています。また、所得再分配機能の強化に関しては、金融所得課税の在り方について、現状の課題に対する議論を今後深めていくべきであると考えています。

#### ○中里会長

梅澤特別委員、お願いします。

#### ○梅澤特別委員

三点申し上げたいと思います。

一点目は、新しい資本主義に絡む話ですが、炭素税や国境調整の話は、産業構造シフトを促すインパクトが大きい論点だと思っており、税調でどのような形で議論するのか気になりました。

二点目は投資税制の話です。無形資産投資あるいはイノベーション投資、さらにはベンチャー投資が、日本は桁違いに少ないという問題意識を持っているので、これらを後押しするやり方をもう一回議論してもいいと考えました。

三点目は個人課税の話で、働き手の負担軽減をどうするかもう一度議論すべきタイミングではないかと思います。通常、所得税・消費税に焦点が当たりがちですが、以前この税調でも議論したように、社会保険料まで含めて考えないと結局全体を見た議論にならないので、そこまで含めてもう一度論点整理をしていただければと考えます。

#### ○中里会長

吉村委員、お願いします。

#### ○吉村委員

三点コメントがあります。

一点目は働き方の多様化についてです。現在フリーランスの方が増えており、給与所得者との間のバランスに光が当たりがちですが、具体的なフリーランスの働き方の中身について、フリーランスという形で働いている方が具体的にどういった収入を得ているのか、またどういった形でマッチングをしているのかといったところを含めて、今後イメージを持てるような資料を集めていただければと思います。

二点目は国際課税改革についてです。アメリカを含む形で国際的な合意が成立したことは大変喜ばしいことだと思っています。その一方で、今までの各国の税制体系とは全く異なる仕組みが今後整備されていきますので、執行でつまづかないよう、ビジネスの具体的な運用等も考慮しながら制度設計を進めていただければと思います。

三点目は米英の動向についてです。イギリスの法人税率引き上げがニュースになりがちですが、最近シェルがイギリスとオランダの二重居住地状態だったのをイギリスに一本化することを表明したように、必ずしもイギリスの国際的な立地競争力が落ちているわけではありません。税率だけに注目するのではなく、どういった税制優遇が用意されているか、それが企業の立地選択にどのような影響を与えているかといったところも含めて分析をしていければと思います。

#### ○中里会長

田近特別委員、お願いします。

#### ○田近特別委員

伸びない賃金をどう考えたらいいいのかということですが、国税庁による民間企業の統計によると、1995年から2020年の期間の平均給与について、ピークが1997年の467万円でその間ほとんど伸びなかったということですが、日本企業は海外直接投資が進んで国内人口も減っており、単に伸びていないということではなく、構造的に伸びない問題があると思いました。しかし、その背後で企業設備投資もあまり伸びておらず、なかんずく無形資産の形成が遅れている。伸びない賃金とこのような現実を考えたときに、政策的に何を考えるかということですが、なかなか分配だけで賃金を伸ばすことはできないので、背後にまたESGや環境もあるかもしれませんが、企業の無形資産をどうやって支援していくかということが関わってくると思いました。

また、分配に関しては、税金をかけて再配分することも一つの手段ですが、企業年金・個人年金を充実させて資産を増やしていくことも重要です。これから賃金を増やしていくには一筋縄ではいかないですし、構想をきちんと出してそこに政策を当てなければいけないと思いました。

#### ○中里会長

諸富特別委員、お願いします。

#### ○諸富特別委員

資料8 ページ目の総資産に対する各資産項目の割合に表れていたように、設備投資がずっと減少し代わりに現金・預金が増えているということで、国内における物的投

資が減退し代わりに現預金という形で積み上がってきているといえます。

また、無形資産投資がアメリカではどんどん増えているが、日本では逆に減少傾向をたどっていることは、デジタル化時代における日本の産業構造転換の大きな遅れを象徴的に示していると思いますし、こういった資本主義の構造変化に法人税が十分対応してきたかということも考えなければいけないと思います。無形資産の背後にあるのは人的資本ですから、人的資本投資の蓄積を促すことがこれから税制上も非常に重要になりますし、やはり無形資産投資です。特に研究開発投資について、日本の場合は物的投資を促進することが製造業時代の名残ですが、例えば租税特別措置においても、物的な投資、工場等の拡張、設備投資はかなり後押しをしてきました。

しかし、今求められているのは、むしろプラットフォームを構築したり、オンラインサービスを供給する仕組みをつくったり、いわゆるサービスイノベーション、デザインイノベーションのほうが非常に重要な価値を生み出すようになってきています。そこに例えば法人税制が十分対応してきたかどうかもう一度考え直す必要があるかと思います。具体的な提案があるわけではないですが、明らかに所得の恩恵の行き先は、かなり資本集約的な製造業に集中し、サービス業のほとんどは恩恵を受けていないです。産業構造の転換で、求められている方向とどうも合致していないように思うので、こういった形で新しい資本主義というのであれば、法人税制の現代化が必要ではないかと思います。同様に、脱炭素化も新しい資本主義の非常に重要なテーマです。そのため、炭素税をやはり真剣に考えるべきで、石油石炭税・温対税等に入っていますが、これらを整理統合した上で税率を引き上げていくような形を取って、日本の産業構造を脱炭素化に向けて転換させていくという大きな構図が求められていると思います。

#### ○中里会長

足立特別委員、お願いします。

#### ○足立特別委員

私の方からは、税と社会保険料の公平性、経済のグローバル化を見据えた税体系の構築、多様化する働き方を踏まえた税制度の見直し、この3点から意見をお伝えしたいと思います。

まず一つ目は税と社会保険料の公平性につきましては、社会保障給付が増大を続ける少子高齢化・人口減少社会にあっては、税だけでなく、社会保障負担も含めて考える視点が必要になっていると思います。その上で、税・社会保険料を国民が広く公平に負担することが重要であると考えます。税制については、給与所得や労働所得などの勤労所得において、国・地方を合わせて最大55パーセントの累進税率で課税している一方、キャピタルゲインのような資産性所得については、一律20パーセントの比例税率になっています。高所得者は資産性所得が多く、いわゆる「一億円の壁」といった形で負担の不公平が指摘されていますが、社会保険料については、そもそも保険料負担に上限・頭打ちがありますし、多くの場合、社会保険料は資産性所得には賦課さ

れていないということもあわせて考えますと、不公平はより大きくなっていると考えられます。これに対して、海外においては、例えばフランスでは、一般社会税（CSG）という形で非常に課税ベースの広い所得課税を行い、社会保障の財源にしておりますが、これには資本所得も含まれております。また、イギリスでは、介護サービス改革の財源として、給与収入へ1.25パーセントの課税に合わせて、配当課税についても一律1.25パーセントの税率引上げを実施することになっております。こうしたことも踏まえ、税だけでなく、社会保険料の負担も念頭においた公平性を考えた税体系の検討を今後行っていく必要があると考えます。

二つ目は経済のグローバル化におけます税制のあり方の検討です。我が国の経済は、製造業を中心に海外に生産拠点が移されるなかで、海外の生産比率が高まっています。資料では、税引前当期純利益がリーマンショック前の水準まで回復していますが、その内訳をみますと、営業利益が十分回復しているわけではなく、営業外利益が伸びております。このことから、当期純利益の上昇は、企業の国内で生み出される利益によるものではなく、おそらく、海外の子会社からの配当などに起因していると考えられます。そうしますと、当該利益は内部留保、株主への配当などにまわるものの、国内の設備投資や国内労働者の賃金上昇には繋がりにくい構造になっております。設備投資への支援や賃上げへの支援を税制で行う場合には、こうしたグローバル化に伴う企業の収益構造の変化もしっかりと見据える必要があると考えます。

三つ目は働き方の多様化を踏まえた税制の検討です。働き方が多様化し、副業を認める企業が増えている中で、本業以外に所得がある雇用者が増加していると考えられます。従来、労働者の多くが一か所で働くサラリーマンが中心であったことから、源泉徴収と年末調整で完結する納税者が大半でしたが、こうした状況が変わってきており、確定申告が必要な雇用者が今後増えていくのではないかと考えます。また、自営業者の内訳をみますと、伝統的自営業者の割合が減少し、フリーランス等の雇用的自営業者が増加しております。こうした雇用的自営業者について、適正な申告や納税を確保していくのも、税制に対する信頼の確保、公平性の確保の観点から重要です。例えば、プラットフォームを通じて所得情報の把握が可能になれば、フリーランス等に申告を促すことも可能になりますとともに、今回のコロナ禍での支援でも課題になった所得捕捉にも貢献できると思います。こうしたことも踏まえ、適正な申告・納税の確保と、危機時も見据えた所得捕捉を含め、納税環境の整備について検討を進めていくことが今後の課題となると考えます。

#### ○中里会長

神津特別委員、お願いします。

#### ○神津特別委員

まず、多様化した所得の稼得形態や働き方に関する課税の中立性・公平性を図るといふ観点から発言をしたいと思っております。給与所得控除など所得計算上の控除を大幅に

圧縮するとともに、基礎控除を10万円引き上げる改正が平成30年度税制改正で行われましたが、もう少し大胆な改革として、給与所得控除の更なる縮減を行い、その代替案として基礎控除を中心とした制度を構築すべきであると考えます。基礎控除を大幅に増額し、給与所得控除の減額とバランスを取ってはどうかと思います。一方、所得に応じて配偶者控除と基礎控除が低減・消失する仕組みが導入されていますが、最低生活費部分に課税が及ぶことは生存権を保障する憲法の要請から見ても適切ではないと考えます。

#### ○中里会長

寺井委員、お願いします。

#### ○寺井委員

政府税調で検討できたらと思う候補を二点申し上げたいと思います。

一つ目は所得税について、労働所得課税と資本所得課税のあるべき姿を検討してはどうかと思います。その際、特定の年齢層に負担が偏らないような所得税負担のバランスという視点もあるのではないかと思います。年齢が上がっていくにつれて保有資産が増えていくということは既に知られているところで、非常に大きく概観すると、若い世代は労働所得に依拠している一方、資本所得の大きな割合はより高齢の世代に落ちていると思います。実際に政府の家計構造調査によると、1999年時点で60歳以上世帯の有価証券保有割合が58パーセントでしたが、2019年には79パーセントとこの20年間で20パーセント増加しています。これは高齢者が若い世代に比べて金融資産の保有額が多いことと、人口高齢化が進んでいること、この二つの要因が相まっていると思います。人口高齢化の結果、現役世代よりも退職世代の政治的影響力が相対的に増している可能性もある中、税負担の変更を企図する際には、特定の世代の利害に高いウェイトを置かないよう気をつける必要があります。特に政府税調は、あるべき税制の姿を包括的に検討することが求められていることから、労働所得課税と資本所得課税の具体的な在り方を考えるのに適した場所ではないかと思います。留意しなくてはいけないことは、先ほどの統計は年齢層の平均値で世代内でも金融資産残高にばらつきがあること、金融資産の中には老後の備えとして地道に自助努力を行った結果も含まれていることです。老後の資産形成促進の観点から、累進課税の可能性についても検討する価値があるのではないかと思います。資本所得は労働所得に比べて税率変更に対する反応が大きい可能性に留意が必要なことはもちろんのこと、海外では総合課税あるいは分離課税において累進課税を適用している国もありますので、海外の事例から何か学べることがあるのではないかと思います。

二つ目は、法人税について、現行の賃上げに関する税制措置では給与増加とともに教育訓練費の増加があれば控除率を上乗せする措置がとられていますが、中長期的視点に立てば、賃上げという企業利益の資本労働間の分配の変更にとどまらず、成長につながる物的資本や人的資本への投資に対して、より強いインセンティブを与えるこ

とを検討することが今後ますます重要になるのではないかと思います。個々の企業には、他社に移動する可能性のある労働者に対して、十分な訓練を施すインセンティブは強くないと思われます。技術革新のスピードが速く、雇用流動性が高まった経済では、企業内訓練が企業内だけでなく経済全体に与える効果も考慮して、税額控除という手法にこだわる必要はないですが、企業に対して、非正規雇用など多様な働き方をしている労働者も含めて職業訓練投資を行うインセンティブを与えることが一層重要になってくるのではないかと思います。先ほど佐藤委員から、あまり特別措置を設けると税の簡素化が損なわれるのではないかという御指摘がありましたが、それは本当にそのとおりだと思います。簡素化という視点も失うことなく税制調査会で考えることができたらと思います。

#### ○中里会長

沼尾委員、お願いします。

#### ○沼尾委員

今回私が大変気になったのは、現在の社会経済構造の変化を踏まえた税制の在り方をかなり幅広に挙げてくださっているのですが、コロナ禍対応で巨額の歳出を出しているところ、その歳出を適切に償還するための方法が最後にアメリカやイギリスの事例が載っているだけで、日本としてどのようにしていくかという議論がなかなか表立ってできないところを大変心配しています。その制度設計を考えていくことが必要ではないかと思います。

ところが、これらの費用を将来私たちが社会全体で負担するという意識が希薄であること、増税についてなかなか議論しづらい雰囲気があることを大変心配しており、目の前の対応に支出していくことにだけ目が向いていることをどう考えていくかが大事ではないかと思います。そう考えると、歳出を賄う財源としての税の負担に対する認識をしっかりとつくっていくとか、それに対する広報をどのように打っていくのか。既に財務省や国税庁などでも租税教育プログラムや広報資料などを作成されていると思うのですが、例えば若い世代に対して、次の時代の方たちに合った今流のメディア対応を図っていくことや、ともにそういったことを考えていく環境をつくっていくことなどについても考えていく必要があると思います。税も含む行政が保有する様々な個人情報をもどのように活用していくのかというところに対する国民の理解も含めて、何かそういったところへの提案をしていくことが大事ではないかと思いました。

#### ○中里会長

増井委員、お願いします。

#### ○増井委員

資産移転の時期の選択に中立的な税制の議論が1年前からございますが、これは継続して宿題になっているように思います。また、グローバル化との関係で、経済のデジタル化に関する第2の柱については、既存の税制との関係を整理してできるだけ簡

素な仕組みにする方向で議論すべきであると思います。

#### ○中里会長

梶川特別委員、お願いします。

#### ○梶川特別委員

本日、新しい社会経済状況の中で少子高齢化の中の労働市場のお話もお聞きしたところ、私はこの点に関して、生産性向上と分配政策というある種二項対立のような話にも聞こえるのですが、まさにこの生産性向上と分配政策をどのように整合させていくかという観点で考えて、企業内の労働の流動性について傾向値もお聞きしたのですが、どのような方向性に持っていく前提で税も含めて考えていかれるかということかと思えます。

給与所得の向上は労働所得の向上ですが、雇用の安定が大前提かのように正規・非正規の議論にもなるのですが、一定規模の企業体などは、これからの生産性向上に関してはむしろ労働流動性を高めていく方向の考え方も十分に存在するのではないかと。大企業層のこれからの生産性向上は、むしろ働き方に関してさらなる雇用の安定ということより、より構成員の方が生産性向上に向かっていけるような働き方、そのような意味では副業や兼業は非常に重要なテーマになりますし、自ら所得機会を得ようという動機づけそのものが、非常に労働市場での生産性の向上につながっていく要素になるのではないかと思います。そうすると、一番重要なのは再教育コストについて、従来、企業内コストでかなり再教育をしてきたのですが、それも限界があって企業訓練費が落ちてくる。仮に労働性・流動性が高まれば、当然企業としてもそこに投資コストをかけづらくなります。この再教育コストをどこが負担していくかという話で、企業内の負担が減るのであれば、それを公的に負担するような仕組みはその負担として企業に求め、企業自身の教育訓練ではなく公的機関の訓練をどのようにするかということで、こうしたことに関しては、労働保険ではないですが社会保障分野と併せて税制の話を考えていかなければいけないと思いました。労働の流動性をどのような方向性で持っていくのかということは、今後の税制を考える上でも重要だと思います。

もう一つは、金融所得・資本所得課税のお話ですが、市場に対してどのような影響を与えるかということをご検討していただくべきだと思います。社会保障と税を併せてということで、年金の中には厚生年金も企業年金も年金資産に対する影響がものすごく大きいことになる。投資収益のリターンに対する予測性の変換は、いわゆる年金資産などがかなり大きく評価が変わる可能性もあるので、そういった面を通して社会保障面での影響と租税、所得課税というバランスを併せて考えていかないと難しさが出てくるのではないかと思います。その上で、ベンチャー投資のようにハイリスクハイリターン型も同じ金融資産投資でも、そちらに誘導するのであればまたそちらについてということで、この国はそちらというのはどうしても生産性の向上の部分では行かざるを得ないのだとすれば、割と貯蓄性のある金融資産については一定の課税をするが、

ハイリスクハイリターンについては少し背中を押すような税制も考えられると思いますので、資本課税の中でも政策誘導の部分は出てくるのではないかと思います。

最後に、産業政策的な租税特別措置法を、SDGs・ESGのように、より公共性の高い外部経済効果のある分野への誘導ということで、産業構造的な租税特別措置から明らかに公的色彩を負う租税特別に、ある種の大きな意味の税制をお考えいただくことがこれから次の時代でもとても重要になるのではないかと思います。

#### ○中里会長

宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

新しい資本主義に向けて、企業活動の一層の活性化をまず起点として成長と分配の好循環を実現していくことが非常に重要だと思っています。その観点から、中長期における法人税制の在り方を、そのような企業の活動の活性化という観点から検討することも大切なことだと思います。そのような中で、まず、持続的かつ包摂的な経済成長を達成するためには、デジタル・トランスフォーメーションとカーボンニュートラルに向けた研究開発投資及び設備投資を一気呵成に進めていくことが非常に重要だと思っています。今後もぜひ、このような企業の取組を支援する税制を考えていただければと思います。

次に、デジタル経済下での国際課税ルールについて歴史的な合意がなされましたが、今後2023年の実施に向けて、各種の技術的論点について協議が重ねられると認識していますが、この交渉過程において、政府としてぜひ制度の簡素化が図られるように主張していただければと思います。今後、ミニマム課税に相当する第2の柱の国内法制化を念頭に置いて、我が国の外国子会社合算税制、いわゆるCFC税制に関して、抜本的な簡素化等も講じていただけるようにぜひお願いしたいと思っています。

更に分配に関して、コロナ禍からの中期的な企業業績の回復状況と、企業の規模・業種に応じた労働分配について、実態を丁寧に検証すべきではないかと思います。例えば、資料11ページ目の平均給料・手当と平均賞与の推移に関する分析結果について、企業における雇用形態や処遇体系、在り方がかなり変化しており、その影響を受けている可能性に留意すべきではないかと思います。言い換えれば、ジョブ型雇用の導入や、仕事・役割に基づく賃金制度への移行、処遇の在り方自体もいろいろな形で多様化しています。賞与においても、昔に比べて業績や人事評価への連動性がかなり高まっているので、このような平均値だけでは見えてこない労働分配の状況を踏まえて、その中で分厚い中間層の形成に向けた税制の在り方を検討していくべきではないかと思います。

最後に、働き方の多様化に則した個人所得税の在り方について、いろいろな御意見が出ていますが、各種の見直し事項について、短期・中長期でどのような影響が出てくるかということも慎重に検討を進めていくことが望ましいと思っています。

## ○中里会長

熊谷特別委員、お願いします。

## ○熊谷特別委員

第5回総会で岸田総理が、「持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる」とおっしゃられ、また、岸田政権は新しい資本主義を掲げているわけですが、私はこうしたアジェンダを実現するための最大の鍵の一つは、税と社会保障の一体改革、もしくは税と給付の一体改革であると考えています。これらによって国民の将来に対する不安をなくすとともに、財政や社会保障の持続可能性を高める。このような広い視野でぜひ議論していきたいと思ひますし、私も全世代型社会保障構築会議の末席におりますので、事務局にはこの会議との適切な連携もお願いしたいところではあります。

次に、ポストコロナの時代には、産業の新陳代謝・産業構造の激変が予想されますが、伸びている分野に適切・円滑に資本や労働力を移すという産業の再編、失業なき労働移動により、イノベーションを起こして生産性を上げる税制の在り方もぜひ深掘りすることができればと考えております。

最後に、金融所得課税について、三点ほど申し上げたいと思ひます。

一点目は、いわゆる1億円カーブの資料は申告納税者を基に算出していますが、実際には源泉徴収で完結する給与所得者や特定口座利用者が多数存在するので、当該資料では納税者全体の1割程度しかカバーされておられません。また、仮に申告納税者のみを分析したとしても、申告納税者約639万人のうち所得が1億円超の者は約0.3パーセントと極めて少なく、当該資料をベースに金融所得課税の強化について議論するにはエビデンスとして不十分ではないかと考えます。

二点目として、比例税率の一律引上げは「大衆増税」になります。株式の配当や譲渡所得に対する税率（分離課税・比例税率）を5パーセント引き上げると、所得金額1億円超の高額所得者が1,555億円の増税となる一方で、所得金額1億円以下の層は2,814億円の増税となり、富裕層よりも中低所得者層の納税額の方が多くなります。

三点目は増税による市場への影響です。2014年の軽減税率廃止の際、個人投資家は約9兆円を売り越しており、その後も毎年売り越しを続けています。個人が保有する上場株式等のうち、60歳以上の高齢者の保有分は全体の75パーセント程度ですので、多くの資金が市場に戻ってこないという懸念があります。その意味で、金融所得の税率を上げても株式が下落すれば減収となってしまうことを踏まえる必要がございます。

いずれにしても、今後の金融所得課税の在り方については、多角的な観点から冷静な検討が必要であると考えております。

## ○中里会長

中空委員、お願いします。

## ○中空委員

一点目は雇用の流動化とそれに関わる税制についてです。外資系に長くいるのですが、雇用契約が突然終了するケースは何回も見ているのであまり驚きはありません。その代わりに欧米ではクビになってもすぐ就職先が決まります。私が申し上げたいことは、雇用の流動化を図ることは、雇用市場がダイナミックに動いているということだと思っており、それを税制で担保することが必要ではないか、言い換えれば、働き方の選択の自由を税制が邪魔しないことが必要だろうと思います。

二点目は金融所得課税についてです。日本がこれだけ活力を失ってきた理由、あるいは日本にGAFやFAANGが生まれない理由の一つは、リスクマネーがないことだと思います。リスクマネーを排除してしまわないという観点でも金融所得課税は慎重に考える必要があると思います。

三点目は、グリーン・気候変動の問題を解決していくために、炭素税についてできるだけ早く考えていく必要があると思います。炭素税について、二酸化炭素排出量にコスト・価格をつけると、排出権取引の市場ができたり様々なことでリーダーシップを取れたりするかもしれない。成長戦略とも兼ねていけることを考えると、炭素税についての考え方は一刻も早く整理する必要があるのではないかと思います。

#### ○中里会長

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

四点ほどお話ししたいと思います。

一点目は、コロナ後を見据え、国民が将来に希望を持てる国家戦略の策定が必要であるということです。その一つとして、日商として、人口減少社会においては1人当たりGDPの引上げが必要であろうと思っており、生産性向上と潜在成長率の底上げに取り組むことが大切だと考えています。

二点目は、中小企業と大企業の格差が大きくなっているということです。そこで、生産性の向上だけではなく、サプライチェーン全体で利益をシェアする取引環境の適正化も不可欠であろうと考えています。

三点目は、今回のコロナ禍の中で、地域コミュニティの構成員であった中小・小規模事業者が相当なダメージを受けているということです。今後、地域経済社会への悪影響をどう防げるのかを考えたときに、やはり自助・共助を推進するような社会づくりが大切であろうと思います。そういった観点で、もう一度資本主義そのものも含めて見直す良い機会になろうかと思っています。

四点目は、社会保険料の上昇が非常に大きな影響を与えているということです。平均給与の話が出たときに、企業側の支給額の話しか出ていませんが、実際に手取りの給料はどうなっているのかというと、やはり社会保険料が相当上がっているので目減りをしていると思います。そこに焦点を当てないで企業側だけに何とか給料を上げろというのは片手落ちではないかと思っています。また、使用従属性の高い自営業が増えて

いることも背景にあるのではないかと考えており、社会保険料や税制の改革をぜひ推進していただきたいと思っています。

#### ○中里会長

辻委員、お願いします。

#### ○辻委員

一点だけ御指摘したいと思います。

資料の冒頭に少子化の動向があり、コロナ以前から指摘されていた変化がさらに加速されているものが比較的多かったと思います。しかし、少子化についてはこれまでたくさん努力してきたので、若干回復か少なくとも下げ止まりしたのではないかと考えていたところ、それをあざ笑うかのように極端に少子化が極まってきたのだと思います。これまで日本では、給付面や子育て環境整備でかなり思い切った対策を講じてきたと思うのですが、それが今回全く役に立っていないということです。これが短期で戻しているだけなのか、長期でもこの傾向が続いてしまうのかによっても対策が変わってくると思うのですが、改めて考えると、給付のあり方の見直しとセットになります。税制面でももう少し応援するようなことがあり得るのではないかと思います。無理に給付を行うよりは、長期持続的に政策をやっていくこと、全世帯向けに政策を維持していくことを考えると、給付面での政策の見直しとセットで、少子化に対して税制面でどうやって支援し、理想出生率をかなえるという観点から、もう一度考えてみていいのではないかと思います。

#### ○中里会長

武田委員、お願いします。

#### ○武田委員

私からは三点申し上げたいと思います。

一点目は財政健全化の重要性についてです。岸田総理からの諮問にもございましたとおり、コロナ禍で経済が様々難しい状況にあるわけですが、今後感染症に限らず震災、自然災害などが起きる可能性も十分にあります。そうした危機に備えて財政余力を持っておくことも、国にとって欠かせないことではないかと思います。足元のコロナ情勢については一定の配慮が必要だと思いますが、財政・国に対する信任を崩さぬよう、当調査会においても改めて財政健全化の達成と経済成長の実現の両立を目指していくべきであることを述べさせていただきます。

二点目はコロナ危機から学んだ教訓を生かす視点も重要と考えます。今回、真の困窮者に対する給付がスムーズにできなかったと思います。この点は、以前から議論があったマイナンバーの議論とも絡んでくると思いますが、何か起きたときに本当に困っている方々にプッシュ型で支援の手を差し伸べるにはどのような仕組みが要するのか、税制調査会の議論として何か進めることはないか、といった問題意識を持っています。

三点目は働き方に中立的な制度の実現です。先般の諮問にございましたが、「公平

かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化」に向けた動きが私も必要と存じます。今はグローバルに大きく変化を遂げており、技術面でも外交面でも産業構造面でも大きな変革期にあると思います。その変革に日本経済がしっかり対応することができるよう、少なくとも制度や税制の面で柔軟性・フレキシビリティを欠くことがないよう、中立的な制度の実現を目指すように、当調査会でも議論を深められればと思います。具体的には、年金のポータビリティ制、退職金及び税制の問題など、世界の動きは相当スピード感が増しておりますので、これらの改革に遅れが出ないようにするべきではないかと考えます。

#### ○中里会長

刀祢館委員、お願いします。

#### ○刀祢館委員

新しい資本主義を実現するためのキーワードはサステナビリティではないかと考えており、持続的な成長に基づくサステナブルな経済社会をどう構築するか、そのための税制という視点で考えたいと思います。持続的な成長を可能にするためには改革の加速が欠かせません。企業活動の一層の活性化をサポートするための税制として、デジタル分野をはじめとした企業活動活性化・経済活性化に向けた税制が必要になると思います。

次にサステナブルな経済社会ということでグリーン分野です。気候変動問題への取組として、炭素税を含むカーボンプライシングの議論を進めていくべきだと思います。

次にサステナブルな財政の確保です。現実的なプライマリーバランス目標を設定した上で、その実現に向けて着実な取組が必要だと思います。そのために、税と社会保障の一体改革の観点に立って、消費税の在り方も含めた包括的な議論を進めていくべきだと思います。

最後に金融所得課税強化の問題です。これを実現する場合は、一律の大衆課税という形でなく、高額な金融所得や富裕層を対象にした形で課税を強化することができないかという検討ができればいいのではないかと思いますし、課税の公平性という視点も出てくるのではないかと思います。更に、非課税枠の拡大も併せて議論するべきではないかと思います。

#### ○中里会長

諏訪特別委員、お願いします。

#### ○諏訪特別委員

税の仕組みの簡素化は以前から言われておりましたのでぜひ検討していただきたいと思います。今回コロナ禍において小規模企業のデジタル化がかなり進みましたが、決済手数料や端末代の負担、入金までのタイムラグなどの負担がかなり大きくなっています。営業利益が元々低い小規模企業にとってこれらの負担はかなり大きいので、

こういったところも含めて法人税の在り方について、大企業・中小企業・小規模企業をそれぞれの実態に合った形で区分していただきたいと思います。

#### ○中里会長

それでは、皆様から頂戴した御意見を参考に今後の審議項目についても検討していきたいと思います。

続いて、納税環境整備に関する専門家会合における議論について、岡村座長から御報告をお願いします。

#### ○岡村座長

総6-2「納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告」を御覧ください。

この専門家会合は、「ウィズコロナ時代における税務手続の電子化や、グローバル化・デジタル化の進む経済社会における適正課税のあり方について、今後の総会における議論の素材を整理するため」に設置されたもので、昨年10月以来計7回開催しています。本日は、これまでに説明のあった資料を私から紹介しつつ、委員の皆様からいただいた主な御意見及び今後の議論の方向性について御報告させていただきます。

4ページ目は、第5回専門家会合において、「個人事業者における記帳指導の実態と今後の課題」として、全国青色申告会総連合から説明のあった内容です。我が国の個人事業者の現状として、実店舗等を持つ個人事業者は平成21年からの7年間で約46万者減少し、さらに高齢化も進んでいるという状況が示されています。

5ページ目ですが、先ほど実店舗等を持つ個人事業者の数は減少していると申しましたが、フリーランス等の増加により、申告所得税の申告人数はあまり減少していません。

6ページ目は民間で記帳指導を行う立場から認識している課題として挙げられたものです。高齢者を対象にした会計ソフト研修の必要性や、フリーランス等も含めてこれまで記帳指導機関に所属していない個人事業者に対する受け皿となれるようPRに努めたいということでした。

8ページ目は、同じく第5回専門家会合において、フリーランスの記帳実態について、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会から説明のあった内容です。フリーランスと呼称されている人口の推計について、昨年内閣官房において取りまとめられた462万人との推計が直近のものとなっています。

9ページ目はフリーランス協会が会員や税理士の声を聞く中で把握した課題です。プライベートと事業の財布・口座を分けるなどの事業者の自覚の点や、フリーランスで活用している方が多いクラウド会計サービスの利用に当たってのメリット・デメリットなどが挙げられています。

10ページ目は今御説明した課題への対応策の提案です。一般の起業家や中小企業とは異なるフリーランスの文脈に沿った記帳や申告の解説の必要性や、マッチングプラットフォームを經由して業務を行っているような場合に、例えば記帳の指導や支払調

書の発行をプラットフォーム側で行うなどの施策が提案されています。

以上が第5回専門家会合で民間側から御説明のあった内容の概略です。続いて、記帳水準向上の議論の位置づけなどを御紹介します。

12ページ目は日本商工会議所から御紹介いただいた資料です。今般のコロナ禍で顕在化した課題として、様々な資金繰り支援や金融機関との相談がスムーズに進んだかという点で、帳簿の整備状態によって差があったとの御説明がありました。

13ページ目は中小企業のDX事例として、クラウド会計の導入によって経理の事務処理にかかる時間を大幅に短縮することができ、その結果、本業の営業活動や商品展開を積極的に行えるようになった豆腐屋さんの事例紹介でした。

14ページ目は「青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移」です。個人事業者の青色申告利用率は6割程度、法人は99パーセントという状態が過去数十年にわたり続いています。

15ページ目は、このような議論を踏まえて、適正な記帳を行うことの目的あるいは意義、その効果について整理した資料です。一つ目及び二つ目において、記帳をすることは、まずは事業者自身における経営上の意義が大きいということ。三つ目で、税務執行等の行政手続上の意義などが整理されています。

16ページ目は、以上の実態や、記帳の目的・意義に照らしたところで、電子帳簿保存の観点も踏まえた今後の記帳水準向上に向けた課題についての整理です。

帳簿の作成方法を4段階で区別をしていますが、「①優良な電子帳簿」は訂正履歴が保存されるなど信頼性が高い電子帳簿です。

次が「②複式簿記による帳簿」で、法人であればほぼ100パーセントですが、個人事業者では約3割にとどまっています。

次が「③簡易簿記・現金主義など」で、複式簿記に至らない簡易的な帳簿組織を用いているケースで、個人事業者の3割程度が該当しています。

最後が「④記帳不備・無記帳（無申告）」といった状況の者です。

これらそれぞれの段階における課題認識は記載のとおりですが、税制上の課題のほか事業者における実務上の課題、また、会計ソフト等にかかるコストの問題などがあり、より上位の水準に移行していくに当たって解決していくべきものと考えられます。

続いて、第6回専門家会合において、記帳の状況などに関する税務執行上の課題について国税庁から説明のあった内容を御紹介します。

18ページ目は個人事業者の青色申告を巡る状況です。全体の申告件数はわずかに減少傾向にある一方、青色申告の件数は平成30年までに約10パーセント増加しています。

19ページ目は、個人事業者について、青色・白色の申告対応を事業収入の規模別に構成割合で示したものです。青色申告で正規の簿記となっているのは全体の3割程度、白色申告が4割程度という状況です。

20ページ目は、確定申告において簡易簿記で青色申告をされた方について、簡易簿

記を継続している年数を表したものです。個人の青色申告における簡易簿記は、複式簿記に移行するための準備的な段階という役割も期待されていますが、現状を見ると簡易簿記で申告されている方の3分の1を超える方が10年以上簡易簿記で記帳を続けているという実態が見てとれます。

21ページ目は、適正な記帳等が行われていないことの弊害として、国税庁から説明のあった5件の具体的な調査事例を記載しています。

事例①は、調査の過程で申告所得の漏れを指摘された場合に、事後的に多数の簿外経費の存在を主張し、大量の領収書らしきものを提出してきたため、税務当局においてその真偽を確認するために膨大な事務量を投下したという事例です。特に現金払いで簿外経費があったとの主張に対しては、銀行取引明細等による確認ができないため、当局側で支払事実を確認する負担が大幅に増加する点が当局を悩ませています。

事例②は査察調査の事例です。法人税法違反嫌疑として犯則調査に着手したのですが、これも先ほどの事例と同様に、調査で指摘された申告所得の漏れに対して事後的に相手方から簿外経費が存在する旨の主張がなされました。刑事裁判においては、その簿外経費が存在しないということを検察当局の側から合理的な疑いを差し挟む余地がない精密さで立証する必要があります。しかしながら、ある事象が存在しないことを立証するのは非常に難しく、その他の証拠収集状況等に照らして公判維持が困難ではないかということになると、やむなく法人税法違反での告発は断念し、消費税法違反でのみ告発するという事案が生じているということでした。

事例③及び④は、いずれも連年事業を行っている、申告すべき多額の所得があるにも関わらず無申告となっている者に関する事例です。売上げなどに関する資料が残っていなければ、税務当局は推計課税を行うことができますが、そのような場合でも適切に記帳・申告をされている納税者と同水準の経費が認められることとなります。また、無記帳であることや帳簿の保存・提示に応じないということのみでは仮装隠蔽の認定は困難なため、重加算税のような重いペナルティを受けることもないというのが現状です。

事例⑤は多額の利益があるにも関わらず申告を行わなかった事例ですが、個人が暗号資産の売却から得た雑所得については、記帳義務や書類保存義務がないので、無申告に対する重加算税の賦課がさらに困難な場合も存在するということでした。

22ページ目は本年6月に国税庁が公表した税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの概略を示した資料です。こちらは、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しについて、国税庁から実現すべき将来像についての考え方をまとめて公表したものとなっています。納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を2本柱としています。また、特に納税者の利便性の向上については、デジタルの活用により、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すという目標設定がなされています。

23ページ目は、一つの例として、所得税の確定申告に関する将来的な構想が示されています。具体的には、給与や年金の収入金額などの確定申告に必要なデータを自動的に取り込めるようにして、納税者にはそのデータを確認していただき、それによって個々の金額を手入力する必要なく、数回のクリックで確定申告が完了する仕組みを目指しているといいます。

25ページ目ですが、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの伸長への対応として、OECDでプラットフォーム事業者による報告・情報提供制度についての議論が行われており、本年6月にはモデルルールが公表されています。2019年から議論が始まり、2020年7月に、まずモデルルールの第一弾のような形で、一つがいわゆる民泊のような不動産賃貸、もう一つが宅配のような個人サービス、これら2分野を対象として、プラットフォーム事業者がどのような報告・情報提供を税務当局等にすることが期待されるのかが公表されています。そして、本年6月には、対象分野を先の2分野に加えて、フリーマーケットサイトのような商品の販売、カーシェアリングのような移動手段の賃貸の2分野を拡張モジュールという形で付け加えるとともに、各国の税務当局間での国際的な情報交換のルールが形成されています。

26ページ目はモデルルールの合意に至る背景やギグ・エコノミーあるいはシェアリング・エコノミーについてどのような特性があるかをまとめています。

27ページ目は実際にモデルルールの概要としてどのような情報の流れになるかということを図示しています。資料右上の売主がプラットフォームを介して事業を行っているという想定ですが、この場合、まず①として、売主が自己に関する情報、例えば氏名、住所、生年月日、納税者番号といった情報をプラットフォーム事業者に提出します。②の部分は、①の売主情報を踏まえた上でプラットフォーム事業者の方で売主の居住地国の確定をします。その上で、③において、年間受取総額等の情報を売主本人に提供するとともに、プラットフォーム事業者の所在地国（A国）の税務当局に対して報告をする。その上で、売主が異なる国（B国）に居住している場合は、A国とB国の間でこれらの情報が自動的に交換される仕組みです。

以上、ここまでの説明内容を前提として、専門家会合における議論の中で提起された主な御意見について順に御紹介します。

29ページ目は「適正申告の確保、記帳水準の向上」についての主な御意見です。個人事業者の中には、いまだ記帳水準が低い方も多い一方で、今般のコロナ禍における給付金や融資申請において帳簿が必要になったことでその重要性が再認識された、また、社会の様々な層に対する税の重要性や会計リテラシーについての教育を行うべきだという御意見がありました。

30ページ目もその続きになりますが、記帳指導機関に属さないフリーランス、ギグワーカーなどが増加している一方で、そのような当事者からも記帳が大事だと分かっているのだがどうすればよいか分からないという声が出ている、また、働き手だけの

問題ではなく、企業側からも個人事業主として事業をしている方々に対して、給与として支払いを行っているという事例があり、双方が会計・税務上のルールについて理解を深める必要があるといった御意見がありました。

31ページ目からは「記帳水準向上のための施策等」についてです。まずは帳簿の不備・不提示に対する対応として、記帳義務に違反している状態、適正な記帳が行われていない状態については、納税者が自らの情報を開示しないインセンティブがあると理解する、これらに対して罰則などのペナルティを含めた対応が必要ではないかとの御意見があり、このことに対しては、悪質な者に対するペナルティを高く科すことによって、悪質ではない者にもそのペナルティが波及することがあっては本末転倒であるという御意見がありました。

32ページ目は、電子帳簿の活用について、申告段階だけでなく帳簿の段階からデジタル化の恩典が及ぶように考えるべき、また、納税者が帳簿をクラウド上にアップロードして、それを課税庁に共有するような仕組みが考えられるのではないかという御意見や、優良な電子帳簿の普及については、消費税のインボイス制度導入も契機としながら進めていくことが大事、また、認証を受けた会計ソフトの普及について導入を支援するような措置が取れないかという御意見がありました。

33ページ目は、記帳や税務手続の電子化について、高齢の事業者のデジタルリテラシーの向上に社会全体で取り組む必要があるが、悪意のない者にとっては、電子取引から帳簿が自動的に作成されるという流れがよいだらうという御意見や、マイナンバーの利用などで収入などの記録が簡便にトレースされる仕組みを望まれるのであれば、手間がかかなくてよいという方も多いのではないかという御意見がありました。

34ページ目は、プラットフォーム事業者への対応について、国際的な流れに遅滞なく準拠していく必要がある、また、プラットフォーム事業者における源泉徴収や、株式の特定口座のような納税が完結するような仕組みもあり得るのではないかとの御意見がありました。デジタル化の関連では、確定申告もスマホによる申告など大分簡素化されてきたので、そのような方向で強制ではなく誘導という感じで進めていくのが望ましいだらうという御意見がありました。

35ページ目は、デジタル化の効果に関する認識として、本専門家会合での議論の前提として、デジタル化によって記帳や税務申告の観点にどのような効果が得られるのかを整理したものです。「取引・決済情報」が紙で存在していた状況から、こういった情報がデジタル化しマイナポータルや会計ソフト等で活用可能になることで、どのような変化があるのかということを示しています。納税者・行政側の双方における情報共有・活用に係るコストの削減や、記帳や申告情報への反映が自動的に行われることによって、納税者側の利便性向上とともに、行政側の課税の適正性確保にもつなげやすくなっていくといったことが今回の議論の前提となっています。

37ページ目は、これまでに御説明した内容、また、委員各位からの御意見などを受

け、記帳水準の向上・適正申告の確保を図るための今後の議論の方向性を整理したものです。大きく6つの分野に分けて整理をしていますので順に御紹介します。

一つ目が「複式簿記の普及・一般化」です。記帳水準の向上は、適正な税務申告の観点のみならず、事業者自身の経営力や信頼性の観点からも重要なものです。また、会計ソフトの活用など、納税者において適切な記帳を行いやすい環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく必要があると考えています。

二つ目が「優良な電子帳簿の普及・一般化」です。トレーサビリティ、要するに訂正や削除の履歴が確保されていることなど、より信頼性の高い電子帳簿の保存について、まずは様々な措置を活用して利用促進をしていくほか、納税者におけるコストや事務負担の状況を見つつ、更なる普及・一般化に向けた検討を行うこととしています。

38ページ目は、同じく今後の議論の方向性です。

一つ目が「電子化を通じた簡便な税務手続の推進」です。納税者の利便性向上及び適正な申告納税の確保の観点から、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行うこととしています。

二つ目が「プラットフォーム事業者からの情報提供」です。インターネット上のプラットフォーム事業者を介した商取引が伸長している状況を踏まえ、零細事業者等の申告便宜向上の観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論も踏まえつつ検討を行うこととしています。

三つ目が「帳簿不保存・記帳不備への対応」です。当専門家会合の中でも国税庁から事例が示されましたが、適正な記帳や情報保存を行わない納税者に対して、適正に義務を履行する納税者との公平性に鑑みて、適正化を促す措置の検討を行うこととしています。

四つ目が「特に悪質な納税者への対応」です。税務調査時に虚偽書類を提出するなどの調査妨害的な行為や、調査等の働きかけに応じないなど、既存の牽制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者に対する対応策の検討を行うこととしています。

納税環境整備に関する専門家会合における議論の状況について、報告は以上のとおりです。

#### ○中里会長

それでは、皆様から御意見、御質問があればお受けしたいと思います。

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

三点ほど申し上げます。

一点目は、そもそもなぜ記帳の向上が必要なのかということについて、元々は税を納めるということよりは、経営能力の向上あるいは生産性の向上につなげるというの

が主な目的だと思います。ただ、最近のコロナの状況を見ると、正しい記帳は正しい支援にもつながるということで、例えば持続化給付金などについても確定申告書の提出が求められていたので、正しい記帳は非常時の給付・支援にもつながるというメッセージはあっていいと思いました。

二点目は、デジタル化の活用など納税手続の簡素化もこれからあるべき姿ですが、フリーランスあるいは副業などでこれから確定申告する人たち全員に、例えばそれが事業所得だからという理由で複式簿記を求めるのはさすがに厳しいかなと思います。やはり制度の簡素化という視点はあっていいと思います。具体的に言うと、我々の給与所得控除と同様に、経費の概算控除のようなものを事業所得にも認めることが、制度の簡素化あるいは課税の簡素化としてあり得ると思います。もちろん、プラットフォームを含めて源泉徴収の活用は今後あるべき方向だと思います。

三点目は、今回は記帳なのでどちらかというとな頭に置いている税制は所得税だと思いますが、これから控えているのはインボイスです。このインボイスをどうするか。正しい記帳ができていない人が正しくインボイスを出せるのかという素朴な疑問があり、やはりこのインボイスについても紙ではなくまずは電子をベースとして、それがどうしてもできない人だけ例外的に紙にするということをやらないと、流通プロセスのデジタル化もDXもなかなか進みませんし、税制の簡素化にもつながらないと思いますので、インボイスについても議論を広げていったほうがいいと思いました。

#### ○中里会長

芳野特別委員、お願いします。

#### ○芳野特別委員

今回の議題である納税環境の整備においては、電子化や簡便な納税手続の推進が重要で、実効性を高める形で議論が深まることを期待したいと思います。また、就業形態の多様化にプラットフォームエコノミーの台頭が大きく影響している中、プラットフォーム事業者からの情報提供が今後議論になることについては、フリーランス等曖昧な雇用で働く労働者や立場の弱い者への支援という観点からも大変重要であると考えています。その際は、資料27ページ目にあるようなモデルルールを基にした議論が加速することを期待していますが、一方でマイナンバー制度・マイナポータルを活用した制度設計に向けた議論も必要であると考えています。

#### ○中里会長

吉村委員、お願いします。

#### ○吉村委員

国際的な協調なくして実効的な解決というのはあり得ませんので、国際的なモデルと足並みをそろえて制度設計をしていくという方向に賛成しています。その方向で検討を進めていければと思います。

#### ○中里会長

赤井特別委員、お願いします。

#### ○赤井特別委員

大きな方向性としては、デジタル化、電子化を進めていくということです。コロナ禍でデジタルへの抵抗感はなくなっていますので、これを機にそのようなインセンティブをうまく中身に盛り込んでいくということです。インセンティブのところでは、デジタル化するときのハードルを下げるということで、お金の面もあると思います。あとは、電子化でどのようなメリットがあるかについて、リテラシーや教育など、また、会社にとっても効率化できるかといったところをしっかりと説明して、日本全体で効率化し会社も良くなっていく形で広げていくのが大事だと思いました。

#### ○中里会長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

簡素化は確かに大事ですが、そもそも記帳水準の向上は、あまりにも簡素で雑になっている状態をより洗練化することを目的としており、そのことは単に税務だけでなく経営状態の把握など事業実態をタイムリーに把握することにも役立つので、記帳水準をできるだけレベルアップしていただきたい。簡素化をあまり重んじると、簡素のままではいいのではないかという話になりかねないが、それは記帳水準の向上を妨げる懸念があり、むしろある一定の事業収入がある人は記帳水準を上げていただくべきだと思います。確かに100万円しか収入がないのに複式簿記を行うことは大変だと思いますから、きちんと一定の基準を設けてそれ以上の規模の方には記帳水準の向上を図っていただくということが必要だと思います。

また、確かに税制は複雑ですが、訴訟や法務の際に弁護士という専門家を雇うことは当たり前であり、弁護士を雇わずして裁判に臨むなど普通の素人はできません。税務も同様に、税務や簿記の知識がなくても専門家を雇うことはできるので、専門家に頼って適切に納税していただくことを図っていく必要があるのではないかと思います。

#### ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

二種類の自営業者がいます。一つは伝統的な自営業者で、本来ビジネスとして事業をやっているのです。記帳水準の向上を促すことは道理にかなっていると思います。もう一つはいわゆる新しい自営業者で、フリーランスや副業の人たちです。私がフリーランスにこだわるのは、イコールフットィングに欠けていると思うからです。我々サラリーマンは記帳をしなくていいが、フリーランスの人は記帳をしなくてはならないのはなぜということで、実態として仕事の仕方が変わっていないのであれば、サラリーマンとフリーランスのイコールフットィングを税制上どこで担保するかが問われると思います。副業で稼ぐ人たちは本業で自営業をやっているわけではない

ので、彼らに果たしてそこまで難しい記帳を求めていいのかどうか、DXが進んでいけば状況は変わるのかもしれませんが二段構えで考えたほうがいいと思いました。

#### ○中里会長

本日は長時間にわたりましたが、皆様から多くの貴重な御意見を賜りました。

これで本日の議題は終了となります。次回は年明け以降の開催を考えていますが、具体的な日程は、決まり次第、事務局から御連絡を差し上げます。

また、本日の会議の内容は、この後、私の方から記者会見で御紹介したいと思えます。本日はお忙しい中御参加いただき、ありがとうございました。

[閉会]